那須塩原市農業委員会

第１６回総会議事録

令和３年１０月２５日（月）

那須塩原市役所

西那須野支所３００会議室

1. 開催日時：令和３年１０月２５日(月) 午後１時３０分～ 午後２時４０分

2. 場　　所：那須塩原市役所 西那須野支所３００会議室

3. 出席委員：２０名

会長	３	君島　良一	委員	１１	菊地　寿行
会長職務代理者	２	加藤　拓央	〃	１２	藤田　一郎
委員	１	石﨑　清	〃	１３	髙瀬　和夫
〃	４	松本　誠治	〃	１４	松本　忠太
〃	５	金田　廣衛	〃	１５	室井　孝美
〃	６	木下　久雄	〃	１６	江連　節男
〃	７	三本木　直人	〃	１７	槌江　栄作
〃	８	秋元　誠	〃	１８	渡辺　秀一
〃	９	大田原　重夫	〃	１９	島田　晴子
〃	１０	田渕　徹	〃	２０	竹村　文祥

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：８番 秋元　誠委員、１１番 菊地　寿行委員

6. 議　　事

1) 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
2) 議案第２号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
3) 議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
4) 議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
5) 議案第５号　非農地証明願いについて
6) 議案第６号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
7) 議案第７号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

7. 事務局職員

事務局長　田代 宰士　　主査　印東　恵
局長補佐兼農政係長　村松 隆
農地係長　佐藤 博之

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長　ただ今より、那須塩原市農業委員会第１６回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、在任委員２０名、出席委員２０名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第１９条第２項に「「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき、議長が指名することでご異議はございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議席番号８番 秋元　誠委員と１１番 菊地寿行委員を指名いたします。
議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号１番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員　議案第１号、番号１番について報告します。
農地の共有持ち分の一部を贈与する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、１０月１１日　午前１０時２５分頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立南小学校より南東へ約７５０メートルに位置しております。
譲受人の経営状況は、借地においてアスパラガスを栽培しています。
申請人の関係は親子です。
申請に至った理由は、申請人は新規就農者です。就農５年目となり独立自営就農を行うため、土地を譲ってもらい自営農業従事者となるため申請に至りました。
申請地の耕作予定は、アスパラガスと水稲を計画しています。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。
また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号１番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。
番号２番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員　議案第１号、番号２番について報告します。
農地を交換する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、１０月１２日、午後１時３０分頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、道の駅那須野ヶ原博物館より南西へ約６５０メートルに位置しています。
申請に至った理由は、譲受人は、競売により土地を取得しましたが、譲渡人が居住している宅地であり、今後も居住することが見込まれるため、宅地に隣接する農地と交換することにしま

した。
譲受人の経営状況は、トラクター２台、田植機１台、コンバイン１台を所有して、水稲約１．２ヘクタール、野菜３０アールを作付けし年間１８０日農作業に従事しています。
申請地の耕作予定は、水稲を作付けする予定です。譲受人は下野市在住ですが、東遅沢に住居があり、そこを拠点にして作業に通っているということです。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。
また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号２番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
番号１番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員　議案第２号、番号１番について報告します。
申請人は、平成６年６月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継人及び事業計画により一般住宅として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、栃木県立那須拓陽高校より東へ約４００メートルに位置しています。
現地調査は、１０月２１日、午前１１時３５分頃に行いました。
変更する理由は、当初計画人は奈良に居住しており、環境の良い申請地への移住を予定していたが、仕事及び家庭の事情により移住が困難になったため、事業を遂行できなくなったためです。今回、承継人より一般住宅として利用したいとの申し出があり変更申請に至りました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については変更することに決しました。
番号２番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫委員　議案第２号、番号２番について報告します。
申請人は、令和３年８月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継人により一般住宅として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市役所より北へ約１キロメートルに位置しています。
現地調査は、１０月２０日、午前９時３５分頃に行いました。
変更の理由は、令和３年８月２５日付で許可を受けているが、住宅建築部材の仕様変更、建築部材の高騰及び駐車場等の造成計画変更により資金が増額したことから事業を遂行出来ませんでした。今回、申請人の妻である承継人が土地代を負担することになったため本申請に至ったとのことです。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、大田原重夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については変更することに決しました。
番号３番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員　議案第２号、番号３番について報告します。
申請人は、昭和５６年３月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継人及び事業計画により、一般住宅として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より西へ約２００メートルに位置しています。
現地調査は、１０月２１日、午前１１時５０分頃に行いました。
変更の理由は、当初計画人は新居建築を計画し当該土地を購入したが、計画実施前に親の介護が必要な状況となり、親の介護を続けているうちに自分たちも高齢になり、資金、体力含め許可当時と状況が大きく変化したため、計画を遂行することが出来ませんでした。
今回、承継人より一般住宅として利用したいとの申し出があり本申請に至りました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号３番については変更することに決しました。
番号４番について、秋元　誠委員の報告を求めます。

秋元　誠委員　議案第２号、番号４番について報告します。
申請人は、令和３年２月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな計画により、駐車場として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、黒磯運動場より南へ約１００メートルに位置しています。

現地調査は、１０月２０日、午前１１時５分頃に行いました。
変更の理由は、当初計画人は、令和３年２月１日に宅地分譲を目的とする農転の許可１，０５１平方メートルを得たが、令和３年４月１日より開発許可が必要な面積が１，０００平方メートル以上に変更になり、当初の計画を変更せざるを得なくなったため事業を遂行出来ませんでした。
許可面積１，０５１平方メートルのうち８１２．９２平方メートルについては、７月に承継人による計画変更及び転用の許可を受けており、今回残地部分について駐車場を計画し本申請に至りました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号４番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、秋元　誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号４番については変更することに決しました。
次に、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号１番及び２番について、秋元　誠委員の報告を求めます。

秋元　誠委員　議案第３号、番号１番について報告します。
植林をするための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、県道黒磯田島線戸田十字路より北へ約１．５キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請地は平成１９年より申請者が野菜畑として活用してまいりましたが高齢となり、ほぼ農業活動が不能となったため管理の継続及び、資源活用を目的として植林を行うこととして、植林面積はもともと１５アールという狭小の土地であったため、全面積の植林をしたいとのことです。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。
南側に太陽光発電設備、他三方は山林に囲まれており、周辺に農地はありません。
事業計画は、申請地に杉３３０本の植林をすることとなっています。
上下水道は利用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
現地調査は、１０月２０日、午前１０時５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。
議案第３号、番号２番について報告します。
駐車場を造成するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、黒磯運動場より南へ約１００メートルに位置しています。

本件は議案第２号、番号４番による計画変更となった案件です。
令和３年４月１日より開発許可が必要な面積が１，０００平方メートル以上に変更になり、今回都市計画法上の開発に当たらない駐車場を計画し本申請に至ったとのことです。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に駐車場を造成する内容となっています。
上下水道は利用せず、雨水は敷砂利による地下浸透処理とします。
現地調査は、１０月２０日、午前１１時５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、秋元　誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。
次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、秋元　誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号１番及び２番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美委員　議案第４号、番号１番について報告します。
売買による所有権の移転により、太陽光発電設備として利用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より北西へ約５００メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人は、各種燃料販売業を営んでいますが、事業拡大のため太陽光発電事業を行いたく申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第３種農地となるため、立地基準上問題ありません
事業計画は、申請地に太陽光発電設備を設置する内容となっています。
上下水道は使用せず、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。
周囲に土手を作りフェンスで囲むことで、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、１０月２０日、午前９時１５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。
議案第４号、番号２番について報告します。
売買による所有権の移転により、資材置場を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より北西へ約５００メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人は那須町で電気設備工事業を営んでいて、市内安藤町にも事務所を持ち、市内の現場に対応しています。市内の仕事も増え資材や重機の置場が必要となったため申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に資材置場を造成する内容となっています。
上下水道は使用せず、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。
周囲に土手を作りフェンスで囲むことで、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、１０月２０日、午前９時１５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については許可相当として、常設審議委員会に諮問いたします。
次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
番号３番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員　議案第４号、番号３番について報告します。
売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、栃木県立那須拓陽高校より東へ約４００メートルに位置しています。
現地調査は、１０月２１日、午前１１時３５分頃に行いました。
申請に至った経緯は、譲受人は現在近くのアパートに居住しておりますが、将来夫婦でゆっくり暮らせるように住み慣れた近隣に居住したく考え今回の計画に至りました。第一種住居地域に指定されており、住環境に優れた地域内の計画地の農地であったため本申請に至りました。
申請地の立地状況は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
隣接地は宅地のため、周辺農地に影響はありません。

尚、今回現地調査をした結果、本申請地に一部事前着工しておりましたので始末書を添付しています。今後このようなことのないように農地法を十分理解し注意するよういたしますので寛大な処置をお願いしますとのことです。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
番号４番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。

渡辺秀一委員　議案第４号、番号４番について報告します。
地上権の設定により、太陽光発電設備として利用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、折戸公民館より北へ約６００メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、太陽光発電システムの導入により、遊休地や未利用地の有効活用のため事業を計画しました。本事業に必要な面積を確保するため隣接地を検討した結果、申請地が最適であり、それ以外の候補地では事業遂行が困難なため申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に太陽光発電設備を設置する内容となっています。
上下水道は使用せず、雨水は地下浸透池を設置し処理します。
事業地外周に小堰堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、１０月２１日、午前９時２５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　事務局から補足説明をお願います。

事務局　本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、森林法の許可を必要とするため、指令書の交付は森林法と同日となります。

議長　報告が終わりました。
番号４番について、質疑、ご意見はございますか。

石﨑　清委員　譲受人、譲渡人、姓が同じなのですが、関係性をお聞きしたのですが。

槌江栄作委員　地元調査班の槌江がお答えいたします。この地域では多い名字なものですから親戚関係かどうかは何ともいえないのですが、親子とかではなく各個人別の家の方です。

議長　他に、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、渡辺秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号４番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
番号５番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫委員　議案第４号、番号５番について報告します。
売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市役所より北へ約１キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請者は現在両親と子供５人で住んでおりますが、子供の成長とともに建物が手狭になり、また高齢になっていく両親の面倒のことや、住宅ローンの返済を考慮し、今回の申請に至ったということです。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。
雨水は地下式雨水浸透槽処理とします。
周囲にコンクリートブロック及び縁石を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、１０月２０日、午前９時３５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号５番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
番号６番及び７番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。

渡辺秀一委員　議案第４号、番号６番について報告します。
使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立大山小学校より南西へ約９００メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人は現在アパートに住んでいますが、子供の成長に連れて手狭になってくることから一戸建て住宅を建築したいと考えていたところ、義父から敷地の協力が得られたため、今回の申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。
事事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内浸透処理とします。
農地に隣接する南側に擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。
現地調査は、１０月２１日、午前１１時５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。
議案第４号、番号７番について報告します。
売買による所有権の移転により、建売住宅を３３棟建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立三島中学校より西へ約４００メートルに位置しています。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第１種中高層住居専用地域であり、ＪＲ駅、東北自動車道ＩＣに短時間に行くことができ、また近隣には幹線道路である国道４号線、小中学校、多数の店舗等があり、住宅地としては最適な土地であるため選定しました。今回３３区画の建物分譲計画の本申請に至りました。
事業計画は、申請地に建売分譲地を３３区画整備する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は地下浸透槽にて処理します。
外周部に化粧ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します
現地調査は、１０月２１日、午前１０時１０分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　事務局から補足説明をお願いします。

事務局　番号７番について補足します。本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号６番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、渡辺秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。
次に、番号７番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、渡辺秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号７番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
番号８番及び９番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員　議案第４号、番号８番について報告します。
使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、ＪＲ西那須野駅より東へ約１．８キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は市内アパートに家族４人で居住していますが、将来農業を営んでいる両親の面倒をみると共に、土地の維持管理をしていくことになるため、実家の隣接地に住居の新築を計画しました。
申請地立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内浸透処理とします。
外周部にコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、１０月２１日、午前１１時２０分頃に行いました。
転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。
議案第４号、番号９番について報告します。
使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市役所西那須野支所より南西へ約１．８キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人は現在市内のアパートに妻と暮らしていますが、将来に備え自己住宅を建築したいと考え、実家に近いところを探していたところ、父親から自宅隣接地を勧められ申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。
周囲にコンクリート壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します
現地調査は、１０月２１日、午前１０時４５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号８番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号８番については許可することに決しました。
次に、番号９番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号９番については許可することに決しました。
番号１０番について、大田原重夫委員の報告を求めます。
大田原重夫委員　議案第４号、番号１０番について報告します。
贈与により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は，那須塩原市立高林小学校より南東へ２．７キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請者は現在家族５人で両親が建てた家に住んでおりますが、老朽化のため建て替えを計画いたしましたが、親が現在の家に思い入れが強く、一部を残すことにいたしました。不足する用地について隣接地所有のおじから贈与の申し出があり、今回の申請となりました。また、現在住んでいる家の増築の一部が農地にかかっていたことが今回の申請によりわかりまして、誠に申し訳ありませんでしたという始末書が添付されています。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。本件は既存敷地の２分の１未満の拡張であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。
周囲に植栽及びＬ字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します
現地調査は、１０月２０日、午前１０時３５分頃に行いました。
転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。
議長　報告が終わりました。
番号１０番について、質疑、ご意見はございますか。
松本忠太委員　申請人の関係をお聞きしたいのですが。
大田原重夫委員　申請人の関係については、おじと甥の関係になります。
議長　他に、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１０番については許可することに決しました。
番号１１番及び１２番について、田渕　徹委員の報告を求めます。
田渕　徹委員　議案第４号、番号１１番について報告します。
賃借権の設定により、資材置場を造成するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、西那須野消防署より北西へ約５００メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請者は水道設備工場を中心に建設業を営んでいます。資材を置く場所が不足していますので、会社近くの申請地を資材置場にしたく申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。本件は、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の

業務上必要な施設で、集落に接続して設置される転用であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に資材置場を造成する内容となっています。
上下水道は利用せず、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。
既存畦畔及び敷地内の勾配により、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、１０月２１日、午前９時５５分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。
議案第４号、番号１２番について報告します。
売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より西へ約２００メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、現在アパートに住んでおり、自宅を建築するため生活環境の整っている申請地を建築地とするために申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。
周囲に境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、１０月２１日、午前１１時５０分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号１１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、田渕　徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１１番については許可することに決しました。
次に、番号１２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、田渕　徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１２番については許可することに決しました。
番号１３番について、田渕　徹委員の報告を求めます。

田渕　徹委員　議案第４号、番号１３番について報告します。
売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立三島小学校より北へ約１００メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、現在勤務先の官舎に家族４人で住んでいますが、将来を考え申請地が住

宅地として環境が良いので申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内において地下浸透処理とします。
周囲に擁壁を設置し敷地内に勾配を取ることで、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、１０月２１日、午前１０時１０分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号１３番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、田渕　徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１３番については許可することに決しました。
次に、議案第５号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
番号１番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員　議案第５号、番号１番について報告します。
非農地証明の願い出です。
願い出の内容は議案書記載のとおりです。
願い出地は、二区町自治公民館より北へ約２キロメートルに位置しています。
現地調査は、１０月２１日、午前１０時２５分頃に行いました。
願い出地の現況は宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、全部事項証明書が添付されています。
証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長　報告が終わりました。
番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、島田晴子委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については証明することに決しました。
次に、議案第６号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書１１ページから１８ページが「利用権設定関係」の案件で２２件、合計面積は３２３，４２２平方メートルとなります。
このうち、整理ナンバー１７０から１８６の１７件が同じ借手人で賃借権の設定期間が４か月となっておりますが、この借手人は、今年６月に設立した会社であり、設立前に会社の構成員が個人で借手人となっていた農地の借手人名義を会社に変更したものです。期間は１１月から３月までの４か月ですが、借賃の年額を借手人が負担し、作物の収益も借手人が得ることで、貸手人と借手人と前借手人である会社の構成員３者の合意がされているとのことです。
また、１８ページの４件、２３，７７０平方メートルが中間管理事業の対象となります。
続いて19ページが「所有権移転関係」の案件で２件、面積は４１，２６５平方メートル となります。
調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第３項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無いと思われます。

議長　説明が終わりました。
このことについて、質疑、ご意見はございますか。

石﨑　清委員　農地の貸し借り、農地を集積する場合、貸手人にそれなりの補助金等が出ると思うのですが、その辺の説明を事務局からお願いします。

事務局　今回の基盤法の案件に載っているものにつきましては、集積のための補助金等は特にありません。出る場合としましては、県の中間管理機構を通した貸し借りで、ある一定の面積が集約された場合に限りまして、出し手人の方にお金が出るという制度がございます。

議長　他に、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議案第６号は原案のとおり決定しました。
次に、議案第７号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　議案第７号についてご説明いたします。議案書は追加資料２１ページとなります。
構想案については、総会前に別冊で送付しております。本来、本基本構想は、市長が定めるものであることから、市長部局である農務畜産課が説明するところですが、事務局が代わりに説明いたします。
基本構想は、農業経営基盤強化促進法第６条に基づき、県が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、市が地域の実情を踏まえて、今後の市の農業を推進する実質的な指標を独自に定めるものであります。
この件に関する変更の経緯でありますが、令和３年３月に県が基本方針の見直しを実施したため、その見直しにあわせて、市の実情に併せて内容を変更するものです。
見直しの主な内容は、
基本構想で定める（労働時間、農業所得）については現行どおりとすること、

基本構想で定める農用地の利用集積率は７０～８０%に修正すること、
育成すべき農業経営体として、広域営農システムを新たに記載していること、
モデル的経営類型は、農業生産の方向と地域の実態に即して修正していることであります。
当基本構想案については、県と充分調整の上、本市の現状を踏まえ、必要な施策が盛り込まれた計画であり、特に問題なく変更相当と思われます。
以上、議案第７号の説明を終ります。よろしくご審議願います。

議長　説明が終りました。
このことについて、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議案第７号は、原案のとおり変更相当と決定しました。
次に、報告第１号については、２件とも取下げとなりました。
以上で全ての議事が終了いたしました。
慎重審議いただきありがとうございました。
これをもちまして、那須塩原市農業委員会第１６回総会を閉会いたします。